

公益財団法人 薬学研究奨励財団 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人薬学研究奨励財団（以下、「本財団」という。）と称する。

2 本財団の英文名表記を The Research Foundation for Pharmaceutical Sciences (RFPS)とする。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目 的)

第3条 本財団は、薬学及び関連諸分野の研究を奨励振興し、もって我が国の学術文化の向上発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために、次の諸事業を行う。

- (1) 薬学及び関連諸分野の研究に対する助成
 - (2) 我が国の研究者の海外派遣その他国際学術交流に対する補助
 - (3) その他本財団の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、日本国内において行うものとし、第2号の事業は、日本国内及び海外で行うものとする。

(事業年度)

第5条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 本財団の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本財団が公益財団法人の設立登記を行ったときの財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会及び評議員会でその他の財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本財団の財産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の決議を経て安全確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又はその他の財産に繰り入れてはならない。

2 事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議の後、評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議を得て、基本財産の一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が作成し、理事会の決議を経て、臨時の評議員会の承認を得るものとする。これを変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに行政庁へ提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 本財団の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し承認を得るものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 定時評議員会終了後、直ちに法令の定めるところにより、貸借対照表を公告する。

(公益目的取得残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得残額を算定する。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 本財団が資金の長期借入(その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。)を行うときは、理事会の承認を経て、評議員会において、議決に加わることが出来る評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 本財団が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得ることとする。

(会計原則等)

第13条 本財団の会計は、公益法人会計基準等一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 本財団の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規則及び研究助成引当預金規定によるものとする。

第3章 評議員

(定数)

第14条 本財団に評議員5名以上10名以内を置く。

(選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、本財団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることはできない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なく所要の手続きを行う。

(権限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第20条に規定する事項の議決権を行使するとともに、法令に定める権限を行使する。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了までとする。
- 3 評議員は第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第18条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために必要な費用を支払うことができる。

第4章 評議員会

(構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 定款の変更
- (6) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (7) 各事業年度の事業報告及び決算（貸借対照表及び損益計算書、正味財産増減計算書）の承認
- (8) 残余財産の処分
- (9) 長期借入並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (10) 基本財産の処分又は除外の承認
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。理事長は請求があった時は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第23条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、開催日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発する。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第24条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選によって選出する。

(定足数)

- 第25条 評議員会は、議決に加わる事ができる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第26条 評議員会の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 理事及び監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第30条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

- 第27条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第28条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第29条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印を行う。

第5章 役員

(役員 の 設置)

第 30 条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8 名以上 12 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事長をもって法人法上の代表理事とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、3 名を法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第 31 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事 の 職務 ・ 権限)

第 32 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事長を補佐し、理事会において細則に定めるところにより、本財団の業務を分担する。理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事会の招集、評議員会の招集及び理事会議長の職務を代行する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(監事 の 職務 及び 権限)

第 33 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 本財団の業務及び財産の状況を調査し、事業報告及び計算書類等を監査する。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があるときは意見を述べる。
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告する。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求する。また、その請求の日から遅滞なく理事会の招集通知が発せられない場合は、直接理事会の招集をする。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その

調査の結果を評議員会に報告する。

- (7) 理事が本財団の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本財団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対しその行為を止めることを請求する。
- (8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(任 期)

- 第 34 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了のときまでとする。
 - 4 理事又は監事は第 30 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

- 第 35 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会において議決に加わることができない評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づき解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

- 第 36 条 役員は無報酬とする。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(名誉会長及び会長)

- 第 37 条 本財団には、名誉会長若干名及び会長 1 名を置くことができる。
- 2 名誉会長は本財団の設立又は運営に長年功績のあった者とし、理事会の決議により理事長が称号を与える。
 - 3 会長は本財団の運営に功績のあった者とし、理事会の決議により理事長が委嘱する。会長の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
 - 4 名誉会長及び会長は無報酬とし、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。

(参 与)

- 第 38 条 本財団には、参与若干名を置くことができる。
- 2 参与は、本財団の運営の専門的事項に関し、理事長の諮問に応じ助言を行い、又は、理事長に対し、意見を述べるることができる。
 - 3 参与は、理事会の決議により理事長が委嘱する。
 - 4 参与は無報酬とし、任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 6 章 理事会

(構 成)

第 39 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 40 条 理事会は、法令及びこの定款に定めるところにより、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 41 条 理事会は定例理事会と臨時理事会の 2 種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面あるいは電磁的方法をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から遅滞なく、理事会招集通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき
- (4) 第 33 条 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第 42 条 理事会は理事長が招集する。

2 ただし、前条第 3 項第 3 号による場合は当該理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合には当該監事が、理事会を招集する。

3 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から遅滞なく臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、理事会の開催日の前までに、理事及び監事に対して、開催日時、場所及び目的である事項を記載した書面あるいは電磁的方法をもって招集通知を発信しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 43 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 44 条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 45 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第47条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第48条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印を行う。

第7章 選考委員会

(選考委員会)

第49条 本財団には、第4条に掲げる助成及び補助の対象となるものを選考するため、選考委員会を置く。選考委員は、本財団の役員及び評議員以外の学識経験者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。選考委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 選考委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 第4条に掲げる助成及び補助への申請書について審査を行う。

(2) 選考委員会に出席し、助成・補助金授与候補者を選考する。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条(目的)及び第4条(事業)、第15条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「公益認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法人法第202条に規定する事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又

は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 53 条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 54 条 本財団に事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長 1 名及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を受けて任免する。
- 4 職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(書類の備置き)

第 55 条 事務所には、法令で定められた書類を備置き、法令の定めるところにより閲覧等に供する。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 本財団の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 補則

(委 任)

第 57 条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本財団の最初の代表理事は、寺尾允男、業務執行理事は、佐藤公道、後藤佐多良、平井功一とする。